

「雇用維持・継続人材マッチング支援事業」 の取組状況について



清流の国ぎふ



令和3年12月14日
岐阜県商工労働部産業人材課

実施内容

【実施内容】

①人材受入可能事業者の開拓

各種支援機関、経済団体、農業団体等と県関係課が連携し人材受入可能事業者の開拓を実施する。

②労働力シェアマッチング支援特設サイトでの求人情報発信

特設サイト「労働力シェアリング」 <https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>

③在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- 国 ・国が実施する「在籍型出向等支援事業」において、出向の送出企業と受入企業とのマッチングを支援するとともに、出向元・出向先双方を対象とした「産業雇用安定助成金」を活用し、在籍型出向を支援する。
- 県 ・県内事業者の雇用維持を支援するため、在籍型出向制度を活用し、在籍型出向による人材の受け入れを行った事業主に対して、「労働力シェア促進交付金」を支給する。

④労働力シェアマッチング支援特設サイトの周知及び活用支援

協議会構成団体は送出しニーズが高い業界団体、事業者にて特設サイトの周知を図るとともに活用に係る支援を行う。

⑤社会保険労務士等による相談対応

事業者間の人材融通を行う上で発生する各種問題に対応するため社会保険労務士による相談対応を実施する。

<実施状況> 労働力シェアマッチング支援特設サイトでの求人情報発信①

在籍型出向、人事交流、兼業・副業の求人情報を発信する特設サイト「労働力シェアリング」を開設・求人情報を発信

【取組実績】

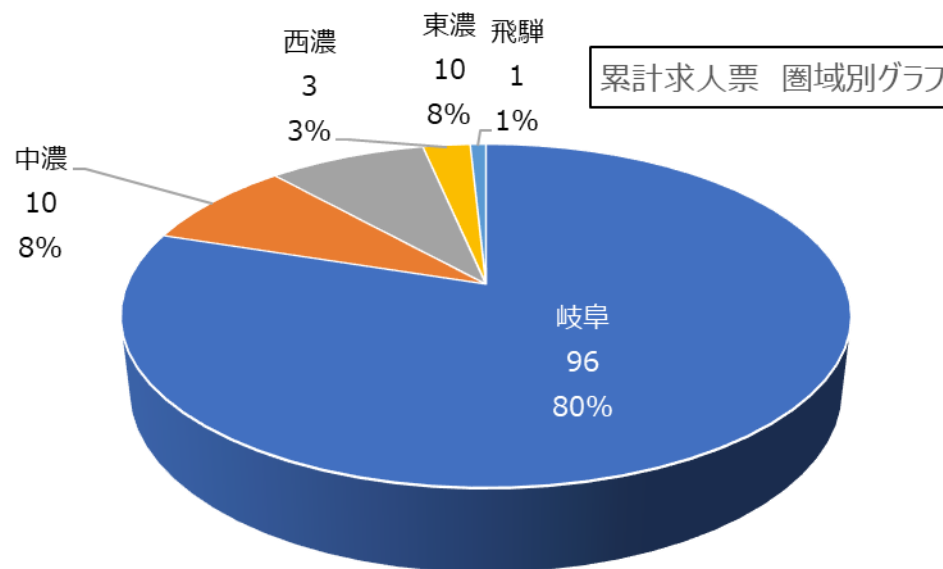
○特設サイト「労働力シェアリング」

<https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>

- ・ 各種支援機関、経済団体、業界団体等と
県関係課が連携し人材受入可能事業者の開拓を実施
- ・ 受入可能事業者の求人情報を発信



業種	出向	兼業・副業	総計
医療、福祉	55	41	96
製造業	10	1	11
建設業	6		6
運輸業・郵便業	1	1	2
サービス業	2		2
宿泊業、飲食サービス業	1		1
公務	1		1
学術研究、専門・技術サービス業	1		1
合計	77	43	120

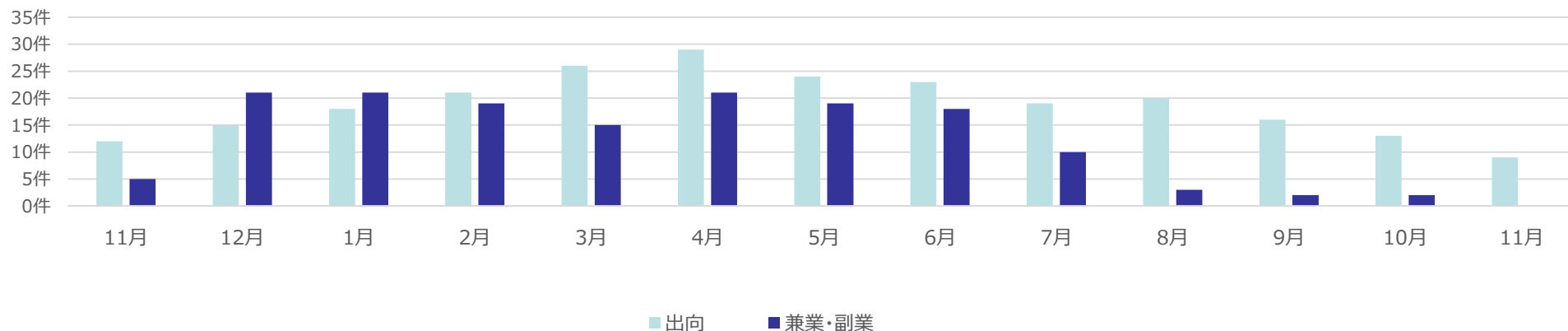


<実施状況> 労働カシエアマッチング支援特設サイトでの求人情報発信②

【労働カシエリング掲載状況詳細】 (R3.11月末現在)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
出向	12件	15件	18件	21件	26件	29件	24件	23件	19件	20件	16件	13件	9件
兼業・副業	5件	21件	21件	19件	15件	21件	19件	18件	10件	3件	2件	2件	0件
合計	17件	36件	39件	40件	41件	50件	43件	41件	29件	23件	18件	15件	9件

有効求人票件数 推移グラフ



<実施状況> 社会保険労務士等による相談対応

事業者間の人材融通を行う上で発生する各種問題に対応するため社会保険労務士等による相談対応を実施

【取組実績】

○ 社会保険労務士による無料相談受付窓口を設置

- ・ 就業規則、労働契約に関する相談だけでなく
求人情報の出し方等にも対応



【開催日】 毎月第二金曜日

【使用ツール】 Zoom（オンライン相談）

【対象】 企業経営者、人事労務担当者等

【相談例】

業種	圏域	相談カテゴリ	出向	相談内容
運輸	岐阜	出向	受入	労働力シェアリングの仕組み 助成金について
運輸	岐阜	出向	送出	労働力シェアリングの仕組み 助成金について 今後の進め方
機械設計	岐阜	出向	受入	労働力シェアリングの仕組み 求人票作成について 助成金について
製造	西濃	出向	受入	助成金の詳細内容 求人票作成について 出向契約について
製造	中濃	出向	受入	労働力シェアリングの仕組み 在籍出向に関して 求人票作成について
製造	西濃	出向	受入	労働力シェアリングの仕組み 出向の手順に関して
-	-	出向 兼業・副業	送出 受入	人材を送り出す(受け入れる)ために現就業規則 をどのように改正したらよいか
-	-	出向	送出 受入	出向契約書作成時に注意するべき点について
-	-	出向	送出 受入	雇用・労災保険料の負担方法について

「岐阜県労働力シェア促進交付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症等の影響による失業者の増加を抑制し、県内事業者の雇用維持を支援するため、在籍型出向制度を活用し、在籍型出向による人材の受入れを行った事業主に対して、給付金を支給します!

支給額

出向契約の成立1名当たり5万円

※1事業主当たり10人までとする。



対象事業主の要件

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する企業（農事組合法人、社会福祉法人等の会社法に規定する法人以外の法人を含み、国又は地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）又は個人事業主であること。
- (2) 受け入れた人材を岐阜県内の事業所において従事させること。
- (3) 受け入れる人材に係る求人情報は、岐阜県が運営するマッチングサイトに掲載されていたこと、又は産業雇用安定センターで受付がなされていること。
- (4) 出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結していること。
- (5) 出向する人材は、岐阜県内の事業所からの出向であり、出向元において正社員であること。
- (6) 受け入れた人材の出向期間は、同一年度内において、**1月**以上であること。
- (7) 出向元と受入先の事業者が、資本的・組織的関連性がないこと。
- (8) 岐阜県税の滞納がない事業主であること。

【変更点】

3月以上 → 1月以上

	R2年度			R3年度												R4年度										
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
岐阜県労働力シェア促進交付金																										
出向期間①																										
出向期間②																										
出向期間③																										
交付金申請期間																										
出向期間④																										
交付金申請期間																										
出向期間⑤																										
交付金申請期間																										
出向期間⑥																										

◎申請書の記載例や「申請様式」は、岐阜県ホームページからダウンロードできます。

< <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/140539.html> >

◎申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材確保係 住所：岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-1111（内線3292）

交付金支給までの流れ

1 在籍型出向での求人情報を岐阜県が運営するマッチングサイト<<https://www.jinzai-gifu.jp/worksharing/>> 又は産業雇用安定センターに掲載する。

2 事業者間で在籍型の出向契約を締結。人材の受入開始。

パターン①：令和3年12月〇〇日時点で令和3年度内に1月以上の期間人材を受け入れている
(受け入れていた) 場合

パターン②：令和4年2月末までに当該年度内の受入期間が1月を経過する場合

パターン③：令和4年3月～令和4年3月31日の間に受入期間が1月を経過する場合

3 「交付申請書」を県へ提出

【交付申請書提出期限】

令和4年3月10日(当日消印有効)。 パターン①～③いずれも

4 県で申請書類の審査後、適正なものについて交付金を支給